

久留米工業大学教授(交通機械工学) ^{わたなべ たかし} 渡邊 孝司



opinion © news project

私の視点

交通事故の原因を突き止める鑑定について、刑事裁判と民事裁判で結果が食い違った時などメディアが取り上げ、関心を呼ぶことがあるが、それ以外はあまり顧みられない。しかし、裁判所や弁護士から依頼されて何度か交通事故鑑定にかかわってきた経験上、鑑定の実情について見過ごせない問題点があると感じている。不正確な鑑定はそのま

ま関係者の不公平な扱いにつながる。

刑事事件の鑑定は、警察庁の科学警察研究所や都道府県警察本部の科学捜査研究所が主に扱い、一部は大学などの学識経験者に依頼される。一方、ほとんどの民事事件は、民間鑑定人と損害保険会社が扱い、やはり一部が学識経験者に委ねられている。

経験が少なく、調査員は工学的な素養に欠ける傾向がある、という問題がある。二つ目は鑑定が非科学的に流れがちな点だ。依頼者は当然、自分に有利な鑑定を求める。鑑定人は、実証的な鑑定をすべきだが、ついつい依頼者の意向に迎合する傾向がある。

最後に工学専門家の協力が得られない点である。専門家は非常に多いが、鑑定の実務を引き受ける人は少ない。学問を実社会で生かしてほしいが、鑑定の重要性への理解が足りない。本業の教育、研究を第一に考え、鑑定にかかわることを軽蔑する風潮さえある。

最後に工学専門家の協力が得られない点である。専門家は非常に多いが、鑑定の実務を引き受ける人は少ない。学問を実社会で生かしてほしいが、鑑定の重要性への理解が足りない。本業の教育、研究を第一に考え、鑑定にかかわることを軽蔑する風潮さえある。

人に認証資格を与えてはどうだろう。米国には基礎的鑑定にあたる交通事故解析士(ACTAR)という資格システムがある。大学で専門のコースを受講した学生や社会人のうち試験に合格した人に認証資格を与えるもので、参考になるのではないか。

◆交通事故鑑定 公平確保へ専門家養成を

私が携わっている民事事件の鑑定の問題点として4点があげられる。

三つ目は満足いく事故調査ができないことだ。民事鑑定は、裁判で争う段階になって取りかかるとい

このように、交通事故の民事鑑定には問題があるが、裁判を通じて是正されることはあまり期待できない。裁判では、原告・被告双方の鑑定人に対する尋問を通じて決着が図られる。

このように、交通事故の民事鑑定には問題があるが、裁判を通じて是正されることはあまり期待できない。裁判では、原告・被告双方の鑑定人に対する尋問を通じて決着が図られる。

公平で合理的な交通事故鑑定のため、国は早急に民間鑑定専門家の養成に着手すべきだ。

まず、鑑定人としての基礎的技術の不足である。民間鑑定人は自動車会社の研究員や損保会社の調査員など、個人的な経験を生かして鑑定人となるケースが多い。教育訓練の場がないため、研究員は事故調査の経

三つ目は満足いく事故調査ができないことだ。民事鑑定は、裁判で争う段階になって取りかかるとい

このように、交通事故の民事鑑定には問題があるが、裁判を通じて是正されることはあまり期待できない。裁判では、原告・被告双方の鑑定人に対する尋問を通じて決着が図られる。

このように、交通事故の民事鑑定には問題があるが、裁判を通じて是正されることはあまり期待できない。裁判では、原告・被告双方の鑑定人に対する尋問を通じて決着が図られる。

公平で合理的な交通事故鑑定のため、国は早急に民間鑑定専門家の養成に着手すべきだ。

投稿規定 1300字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒104-8001朝日新聞社企画報道部「私の視点」係へ。電子メールはstien@asahi.com 二重投稿、採否の問い合わせは遠慮ください。本社電子メディアにも収録します。原稿は返却しません。